

意見書案第 8 号

集団的自衛権の行使を容認した閣議決定を撤回し、安全保障関連法の制定を行わないよう求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。
平成27年6月30日

福岡市議会
議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員
森 あや子 倉 元 達 朗 中 山 郁 美
田中 しんすけ 落 石 俊 則 田 中 丈 太 郎
太 田 英 二

集団的自衛権の行使を容認した閣議決定を撤回し、安全保障関連法の制定を行わないよう求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を今国会に提出しました。安倍総理大臣は、提出前から今国会で法案を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態安全確保法、国際平和協力法（PKO協力法）等の改正法案10本を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしています。

戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外で武力を行使しないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できません。

集団的自衛権の行使を認める「新三要件」には歯止めがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします。「新三要件」は、便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更です。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例は、その蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権行使の必要性が認められません。したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権の行使は容認できません。

また、国際平和支援法案では、国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、「現に戦闘行為が行われている現場でない場所」での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれています。さらに、努力義務ではあるものの、自衛隊の海外派遣に関する国会の承認期限が設けられており、国会審議を形骸化させかねません。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、我が国の領土、領海、領空、国民の生命及び財産を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、憲法に違反し、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定を速やかに撤回し、安全保障関連法の制定を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、
防衛大臣、内閣官房長官 宛て

議 長 名